⑶　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑷　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　本調達案件に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
⑺　入札説明書に示す履行実績があることを証明した者であること。
⑻　本調達案件の配置予定管理技術者が、入札説明書に示す資格・業務経験を有する者であること。
⑼　「業務実施方針」について、全ての項目の提案が未提出でないこと、かつ、１項目でも不適切な提案がないこと。
⑽　入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　〒870―0820 大分県大分市西大道１－１―71　国土交通省九州地方整備局　大分河川国道事務所　経理課契約指導係　奥村　　寛　電話097―546―1319　内線228
⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法
①　〒870―0820 大分県大分市西大道１―１―71　国土交通省九州地方整備局　大分河川国道事務所　経理課契約指導係　奥村　寛　電話097―546―1319　内線228
②　郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑶　電子調達システムのＵＲＬ
http://www.geps.go.jp/
⑷　電子調達システム、持参及び郵送等による申請書等の提出期限　平成29年１月23日12時00分
⑸　電子調達システム、持参及び郵送等による入札書の提出期限　平成29年２月20日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成29年２月21日10時00分　国土交通省九州地方整備局　大分河川国道事務所　入札室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
本調達案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、下記により提出しなければならない。
①　電子調達システムにより参加を希望する者は、申請書等を作成し、上記３⑷に示す提出期限までにこれを上記３⑶に示すＵＲＬに電子調達システムを利用し、提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を作成し、これを必要な証明書等とともに上記３⑷に示す提出期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　落札対象　申請書等は、分任支出負担行為担当官において資格審査および技術審査を行い、本調達案件の遂行が可能と認められると判断した当該申請書等に係る入札書のみを落札対象とする。
⑸　入札の無効　競争に参加する資格を有しない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者のした入札は無効とする。
⑹　契約書の作成の要否　要。
⑺　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
ただし、本調達案件は、品質確保のための体制その他の履行体制の確保状況を確認し、履行内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行案件である。
申請書等及び入札書を提出した入札者であって、本公告２の競争参加資格をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値の最も大きいものをもって落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち得点の合計を入札価格で除して得た数値の最も大きいものを落札者とすることがある。
また、原則として、当該入札の執行において入札回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑻　手続における交渉の有無　無。
⑼　入札書（履行体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⑽　本調達案件に関する詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naruaki Hisada, Director General of Kyusyu Regional Development Bureau, Oita river and national highway office
⑵　Classification of the products to be procured : 15, 29
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance, 1 set
⑷　Service period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2018
⑸　Service place : As in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A, B or C on “provision of services” in Kyusyu・Okinawa Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
③　The one that the business is completed as those who receive an order (The completion expectation will be included by March 31, 2017), and the implementation results of the business were proven in the maintenance business or the check business ordered after 2002 fiscal year.
④　Placement plan technician, that can be placed those who meet the conditions at the time April 1, 2017
⑤　not be under suspension of nomination by Director General of Kyusyu Regional Development Bureau from time-limit for the tender to Bid Opening
⑺　Time-limit for the tender to certificate : 12 : 00　23 January, 2017
⑻　Time-limit for the tender : 12 : 00　20 February, 2017
⑼　Contact point for the notice : Hiroshi Okumura, Accounting Division, Oita river and national highway office, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 1―1―71, Nishioomichi, Oita City, Oita-Prefecture 870―0820 Japan, TEL 097―546―1319 ex. 228
⑽　In the case of an electronic procurement system, acquire a chip card
http://www.geps.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 12 月 22 日
分任支出負担行為担当官　九州地方整備局
佐伯河川国道事務所長　白田　雅彦